

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額	株式保有特定会社の株式の価額 (第8表の④の金額)	土地保有特定会社の株式の価額 (第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))	開業後3年未満の会社等の株式の価額 (第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))	開業前又は休業中の会社の株式の価額 (第5表の⑪の金額)	①	円	②	円	③	円	④	円	
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (①、②、③) 又は④				1株当たりの配当金額		修正後の株式の価額		⑤			円
		課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (①、②、③又は④) (⑤があるときは⑤)				新株1株当たりの払込金額	1株当たりの新株式の割当数	1株当たりの新株式の割当数又は交付数	修正後の株式の価額		⑥		
		円+		円×		株)÷(1株+		株)						
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額	直前期末の資本金の額	1株当たりの券面額	直前期末の発行済株式数	券面総額 (⑧×⑨)	⑦と⑩とが異なる場合				1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑦÷50円)		1株当たりの資本金の額 (⑦÷⑨)		
	発行済株式数	⑦	千円	⑧	円	⑨	株	⑩	千円	⑪	株	⑫	円	
	等													
	直配前期未当以前2金年間額の	事業年度	⑬年配当金額	⑭左のうち非経常的な配当金額		⑮差引経常的な年配当金額 (⑬-⑭)		(注) ⑬から⑮までの記載に当たって、⑦と⑩が同額の場合(ただし、直前期末以前2年間に増(減)資のあるときは除く。)には、1株当たりの配当金額を円単位で円以下2位(銭単位)まで記載し、千円の表示は未消します。この場合の配当還元価額は、次の(2)により計算します。						
直前期		千円(円)	千円(円)		①千円(円)									
直前々期		千円(円)	千円(円)		④千円(円)									
区分	(1) ⑦と⑩とが異なる場合				(2) ⑦と⑩とが同額の場合									
年平均配当金額	$\frac{①+④}{⑩の株式数} \times \frac{⑮}{株} = \text{円 銭}$ <small>(この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。)</small>				$\frac{①+④}{2} = \text{円 銭}$ <small>(この金額が⑧の金額の5%未満の場合は、⑧の金額の5%相当額の金額とします。)</small>									
配当還元価額	$\frac{⑮の金額}{10\%} \times \frac{⑫の金額}{50円} = \text{円}$				$\frac{⑮の金額}{10\%} = \text{円 銭} = \text{円}$									
		⑬又は⑮の金額(その金額が、純資産価額方式等による価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。)				⑯								
3. 株(1)に及びするに権利通の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額		源泉徴収されるべき所得税相当額		⑳		円		銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1及び2に共通)		
	新株引受権 (新株1株当たりの価額)	⑰(配当還元方式の場合は⑱)の金額		新株1株当たりの払込金額		⑲		円				株式の評価額		
	株式の引受けによる権利 (新株1株当たりの価額)	⑰(配当還元方式の場合は⑱)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)				㉑		円				株式に関する権利の評価額		
	新株無償交付期待権 (新株1株当たりの価額)	⑰(配当還元方式の場合は⑱)の金額				㉒		円				(円 銭)		